

令和7年門審第15号

裁 決

モーターボートA灯標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年11月8日15時00分

山口県越ヶ浜半島西方沖合

2 船舶の要目

船種船名 モーターボートA

総トン数 1.2トン

登録長 5.76メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 36キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部右舷側に操縦区画を配し、同区画に舵輪、その前方にG P Sプロッター及び機関回転計、舵輪の右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備えたF R P製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和6年11月8日09時00分山口県萩港浜崎地区を発し、越ヶ浜半島北西方1海里沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、09時20分頃目的の釣り場に到着して釣りを始め、その後釣り場を移動し、14時54分越ヶ浜半島北西方500メートル沖合で釣りを終えて発進し、帰途に就いた。

ところで、越ヶ浜半島は、萩港北部から北方に突き出た半島で、その西方沖合に位置する山口県九島との間には、簡易灯標4基によって囲まれた幅約70メートル長さ約80メートルの狭い水路（以下「九島水路」という。）が存在し、九島側には赤色の同灯標2基（以下、北側のものを「北側赤灯標」という。）が、越ヶ浜半島側には緑色の簡易灯標2基がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、知人を船体中央部左舷側で休息させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、間もなくして、右舷後方から自船より速力の速い、萩港浜崎地区と離島間を結ぶ定期航路に従事する貨客船を認め、同船の引き波を被ったことがあったので、その動静を注視しながら越ヶ浜半島西方沖合を九島水路に向けて南下した。

a受審人は、14時58分少し前虎ヶ崎灯台から212度（真方位、以下同じ。）870メートルの地点で、針路を161度に定め、機関を回転数毎分3,000にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

14時59分 a受審人は、虎ヶ崎灯台から197度1,150メートルの地点に達したとき、正船首310メートルの北側赤灯標に向首して接近する状況となつたが、右舷後方の貨客船の動静を見ることに気をとられ、北側赤灯標への接近状況を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

こうして、a受審人は、北側赤灯標に向首したまま続航し、15時00分僅か前知人の大声で北側赤灯標に気付いて左舵をとつたものの、効なく、15時00分虎ヶ崎灯台から189度1,420メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、北側赤灯標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部船底外板に破口等を生じ、自力航行して萩港浜崎地区に着岸したものの、後に水没して廃船処理され、北側赤灯標は基部に欠損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件灯標衝突は、越ヶ浜半島西方沖合において、九島水路に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、北側赤灯標に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、越ヶ浜半島西方沖合において、九島水路に向けて航行する場合、簡易灯標に衝突することのないよう、同灯標への接近状況を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があつた。しかるに、同人は、右舷後方の貨客船の動静を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかつた職務上の過失により、北側赤灯標に向首して接近する状況に気付かず進行して衝突を招き、船体及び北側赤灯標にそれぞれ損傷を生じさせ、廃船させるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、
同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月4日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二